

女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第21条に基づき、女性の職業選択に資する情報として、次のとおり越谷市職員の状況を公表します。

《女性に対する職業生活における機会の提供に関する情報公表》

1. 採用者に占める女性割合

(R4.4.1~R5.3.31)

職種	男	女	女性比率
事務	35人	19人	35.2%
技術	5人	0人	0.0%
保育士	1人	11人	91.7%
消防士	17人	1人	5.6%
その他行政職	10人	19人	65.5%
医療職	25人	40人	61.5%
現業職	4人	3人	42.9%
全体	97人	93人	48.9%

2. 職員の女性割合

(R5.4.1時点)

職種	男	女	女性比率
事務	614人	462人	42.9%
技術	234人	21人	8.2%
保育士	11人	330人	96.8%
消防士	304人	17人	5.3%
その他行政職	59人	113人	65.7%
医療職	133人	435人	76.6%
現業職	289人	78人	21.3%
全体	1644人	1456人	47.0%

	男	女	女性比率
会計年度任用職員	90人	1124人	92.6%

3. 管理職に占める女性職員の割合

(R5.4.1時点)

	男	女	女性比率
管理職員	333人	92人	21.6%

4. 職位別の職員の女性割合

(R5.4.1時点)

職位	男	女	女性比率
部長級	44人	5人	10.2%
副部長級	46人	4人	8.0%
課長級	136人	27人	16.6%
副課長級	107人	56人	34.4%
主幹級	322人	222人	40.8%

《職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する情報公表》

5. 平均継続勤務年数の男女差

(R5.3.31時点)

	男	女	男性との差
平均継続勤務年数	15.5年	12.0年	▲ 3.5年

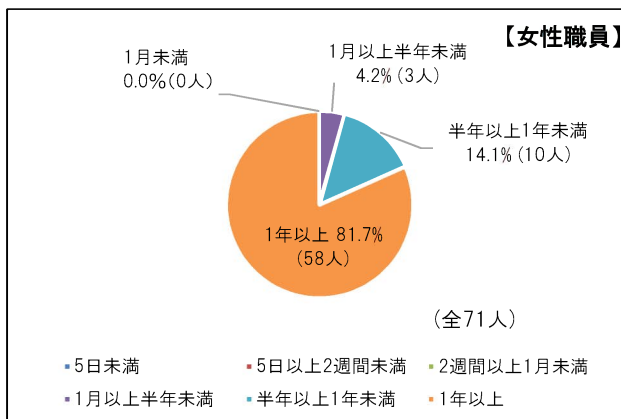
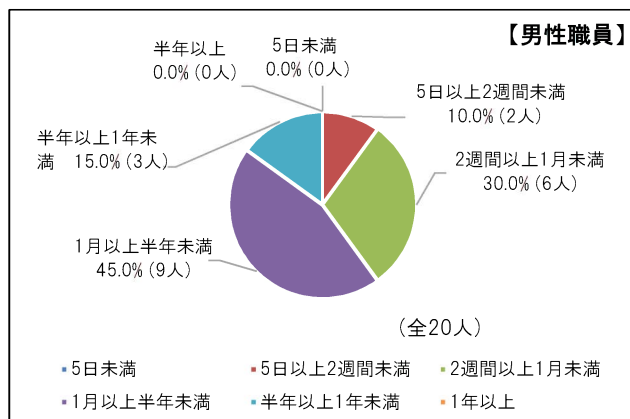
6. 男女の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

(R4.4.1～R5.3.31)

	男	女
育児休業取得率※	27.4%	98.6%

※育児休業が取得可能となった翌年度に育児休業を取得した職員がいる場合、100%を超えることがあります。

$$\text{育児休業取得率} = \frac{\text{当該年度に育児休業を取得し始めた職員数}}{\text{子が出生し、当該年度に育児休業が取得可能となった職員数}}$$



7. 妻の出産補助休暇・男性の育児参加休暇取得率

(R4.4.1～R5.3.31)

	対象者	取得者	取得率
① 妻の出産補助休暇	73人	53人	72.6%
② 男性の育児参加休暇	73人	46人	63.0%
【①+②】 合計取得者	73人	60人	82.2%
【①+②】 5日以上取得者	73人	34人	46.6%

8. 職員1人あたりの超過勤務状況

(R4.4.1～R5.3.31)

超過勤務時間 ^{※1}	年間合計	1か月平均	上限を超えて勤務した職員数 ^{※2}
事務	157.7時間	13.1時間	249人
技術	99.2時間	8.3時間	24人
保育士	40.9時間	3.4時間	0人
消防士	123.4時間	10.3時間	35人
その他行政職	108.7時間	9.1時間	21人
医療職	97.6時間	8.1時間	23人
現業職	32.3時間	2.7時間	7人
全体	106.0時間	8.8時間	359人

※1 超過勤務手当が支給される職員を対象

※2 「1月に45時間」又は「1年に360時間」を超える超過勤務を行った職員数

9. 年次休暇の取得状況

(R4.4.1～R5.3.31)

	平均取得日数	取得率 [※]
年次休暇	13.4日	67.0%

※ 取得率…平均取得日数 / 20日(年度付与日数)

	職員数	職員割合 [※]
年次休暇の取得日数が5日未満の職員	193人	6.7%

※ 1年間の年次休暇が20日以上付与された職員数に対する割合

《職員の給与の男女の差異に関する情報公表》

10. 職員の給与の男女の差異

(R4.4.1～R5.3.31)

(1) 全ての職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)			
	全職員	行政職	現業職	医療職
任期の定めのない常勤職員	86.0%	81.7%	97.3%	69.0%
任期の定めのない常勤職員 以外の職員	85.6%			
全ての職員	77.5%			

(2) 「任期の定めのない常勤職員」に係る職位別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

① 職位別

職位	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)			
	全職員	行政職	現業職	医療職
部長級、副部長級	112.6%	94.2%		87.1%
課長級	106.5%	99.6%		87.2%
副課長級	101.1%	98.9%		99.8%
主幹級	97.9%	93.7%		97.6%

② 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)			
	全職員	行政職	現業職	医療職
36年以上	97.7%	93.3%		103.6%
31～35年	94.2%	95.4%	95.5%	65.6%
26～30年	93.2%	88.5%	96.4%	59.5%
21～25年	92.3%	89.9%	97.1%	67.4%
16～20年	90.4%	88.4%	94.2%	59.9%
11～15年	85.6%	82.5%	94.4%	64.5%
6～10年	93.6%	91.7%	96.5%	71.8%
1～5年	86.8%	86.9%	89.8%	64.8%

【説明欄】

「任期の定めのない常勤職員以外の職員」に含まれる会計年度任用職員については、令和4年度に給与が支払われた中で、R4.4.1～R5.3.31まで任用が継続している職員を対象とする。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。